

正 誤

埼玉県告示第二百四十三号（令和五年三月三日第三百九十二号）中訂正

ページ 行

一 前から二から三

誤

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四
条第二号の規定により、

正

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五
条第二号の規定により、